

## 評 価 基 準

### 1 対象者

- (1) 交付要綱第5の(6)に規定する中間評価の対象者
- (2) 第2条に規定する中間評価(振り返り評価)の対象者

### 2 評価方法

堺市農業次世代人材投資事業評価会において、原則として対象者の就農状況報告書及び面接をもとに別記1に掲げる審査項目について実績を確認し、その評価を協議、決定する。

### 3 評価における判断基準

別記1に掲げる審査項目について、得点の合計が20点以上の者はA評価相当、19点以下の者はB評価相当とする。